

令和5年2月7日
＜問い合わせ先＞
住宅局建築指導課
住宅局参事官（建築企画担当）付
代表 03-5253-8111

照明設備の設置、有効な採光方法の確保その他これらに準ずる措置の基準等を
定める件の一部を改正する告示案に関する意見募集の結果について

国土交通省では、令和4年12月14日（水）から令和5年1月12日（木）までの期間において、照明設備の設置、有効な採光方法の確保その他これらに準ずる措置の基準等を定める件の一部を改正する告示案に関する意見募集を行いました。寄せられたご意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方を以下のとおりとりまとめましたので、公表いたします。

皆様のご協力に深く感謝申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○照明設備の設置、有効な採光方法の確保その他これらに準ずる措置の基準等を定める件の一部を改正する告示案に関する意見募集に寄せられたご意見等と国土交通省の考え方

※22 の個人・団体から合計 55 件のご意見等をいただきました。

※とりまとめの都合上、内容を適宜要約しています。

※本改正と直接の関係がないため掲載しなかったご意見等についても、今後の施策の推進に当たって、参考にさせていただきます。

パブリックコメントにおける主なご意見	国土交通省の考え方
本件改正の緩和規定は新築住宅にも適用可能か。	貴見のとおりです。
照明設備の種別(白熱灯、LED)や形状(天井埋め込み、吊り下げ)等に制限はあるか。	本件改正において種別や形状等は制限しておりませんが、必要に応じて技術的助言等においてお示しいたします。
調光タイプの照明設備については、出力を最大にした際に、床面において 50 ルックス以上の照度が確保できていれば良いか。	貴見のとおりです。
50 ルックスの根拠を明確にすべき。	有識者の意見も踏まえつつ、JIS Z 9110 を元に、採光規定を緩和する場合に求められる所要の明るさとして、50 ルックス以上の照度を確保することとしています。
当該緩和規定が適用される建築物における確認申請時の図書と明示すべき事項を明確にすべき。	脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令(令和4年国土交通省令第92号)により、建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第1条の3の規定を改正し、当該緩和規定が適用される建築物においては、「令第19条第3項ただし書に規定する国土交通大臣が定める基準に適合することの確認に必要な図書」を追加で求め、当該図書に「令第19条第3項ただし書に規定する国土交通大臣が定める基準に適合する居室に該当することを確認するために必要な事項」を明示することといたしました。 具体的には、平面図や電気設備の詳細図等に ・照明設備の設置位置

	<p>・50 ルックス以上の照明設備を設置する旨を明示していただくことなどを想定しており、今後、技術的助言において改めてお示しする予定です。</p>
窓その他の開口部で採光に有効な部分の面積や照明設備の能力等の変更は計画変更にあたるか。	建築基準法施行規則第3条の2第1項各号に規定する軽微な変更該当する場合は計画変更にはあたりません。
完了検査の方法を明確にすべき。	完了検査時には、所要の照明設備の設置が可能であることを確認するため、照明設備を設置するためのシーリングローゼット等が、確認申請図書と同様の位置に設置されていることを目視等により確認する等の検査方法について、今後、技術的助言において改めてお示しする予定です。
居室の床面全てにおいて 50 ルックス以上の照度を確保しなければならないのか。	当該緩和規定を適用する場合には、原則として、居室の床面全てにおいて 50 ルックス以上の照度を確保する必要があります。
居住者が必要照度を満たさない照明設備を設置しないよう、喚起として、当該緩和を適用している居室である旨等の表示を行う必要はあるか。	表示の義務付けは行っておりません。
照明設備の故障や取替等により当該緩和規定に適合しない状態となった住宅は建築基準法違反となるのか。	建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)第 19 条第3項ただし書の規定に適合しなくなった場合は、違反となります。
寝室、子供部屋及びテレワーク等の作業部屋は、就寝又は作業のみの場であるため、照明設備による照度が確保されるのであれば、採光は不要ではないか。	採光規定は、居室内の明るさや防湿の確保等の観点から、就寝、休息等日常生活の基本となる場である居室等を対象としており、使用方法を問わず、住宅の居住のための居室を規制の対象としているところです。
太陽光は出来る限り直接浴びてその恩恵を受けるべきであるため、本件改正に反対である。	採光規定は、居室内の明るさや防湿の確保等の観点から設けられている規定です。法制定当時には室内の明るさや防湿等の衛生的な環境の確保は「自然光」に依存していましたが、照明・暖房設備、断熱仕様等の普及・発展に伴う室内環境の大幅な改善により、自然光に依存することなく、常時、衛生的な環境を確保できるようになったため、照明設備による代替措置を規定することとしております。
本件改正に賛成である。	賛成のご意見として承ります。